

平成 27 年度障がい福祉課所掌事務の新規・見直し等について

1 新規事業

- ・ 発達障がい者就労・生活支援機能強化事業について 1 頁

2 事業の見直し

- ・ 障害者自発的活動支援事業費補助金について 2 頁
- ・ 防災ラジオ（日常生活用具給付事業）の追加について 3 頁
- ・ パルスオキシメーター（日常生活用具給付事業）の基準額
改定について 5 頁
- ・ 移動支援事業におけるグループ支援型の導入について 6 頁
- ・ 訪問入浴サービス事業における単価改定について 7 頁
- ・ 障がい者チャレンジ雇用推進事業の増員について 8 頁

3 事務の見直し

- ・ 計画相談支援体制（代替プラン）について 9 頁
- ・ 障害支援区分有効期間の終了月の平準化について 11 頁
- ・ 就労継続支援 B 型新規利用者（直 B）決定の見直しについて 12 頁

発達障がい者就労・生活支援機能強化事業について

1 目的

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有しない発達障がい又は発達障がいの疑いのある方への相談に対応するため、専任の職員を配置し必要な情報や助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行うものである。

2 事業概要

障がい者の就業や生活相談の総合的な窓口である「いわき障害者就業・生活支援センター」において発達障がい者への相談窓口を設置し、各種相談支援、教育機関（中学校、普通高等学校）への訪問支援、早期の発達障がい者本人就労・生活相談機能の充実、就労関係事業所への専門的支援及び連絡調整機能の充実を図るものである。

3 実施開始

平成27年4月から1年間

（なお、平成28年度以降については検討中）

【事業の見直し】

障害者自発的活動支援事業費補助金について

1 事業概要

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等が行う自発的な取組みに対し、補助金を交付することにより、共生社会の実現を図る。

【補助対象事業】

(1)ピアサポート

障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報股間のできる交流会活動を支援するもの。

(2)災害対策

障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援するもの。

(3)孤立防止活動支援

地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動を支援するもの。

(4)社会活動支援

障がい者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動の支援や障がい者に対する社会復帰活動を支援するもの。

(5)ボランティア活動支援

障がい者等に対するボランティアの養成や活動を支援するもの。

(6)その他形式支援

上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援するもの。

【補助内容】

補助申請額と補助上限額を比較して少ないほうの額を交付額とする。

(補助上限額：1 団体あたり 50 万円。市予算の範囲内)

2 申込方法について

平成 27 年 4 月 30 日まで、市ホームページにおいて実施団体の公募を実施した。

現在、市において実施団体及び事業内容を選定している。

防災ラジオ（日常生活用具給付事業）の追加について

1 防災ラジオの概要

いわき市からの緊急情報を受信すると、自動で起動するラジオ。
（コンセントにつないでおき、電池を入れておく必要がある。）
緊急情報を録音する機能があるため、聞き逃した場合でも、後から再生できる。
耐用年数5年。無償修理（無過失の場合）1年。

2 対象者

障がいのある方（学齢児以上）のうち、次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳1・2級を所持する方。
療育手帳Aを所持する方。
精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方。
特定疾患医療受給者証を所持する方のうち、重症認定を受けている方。
その他、避難行動要支援者名簿に登録している方。
（避難行動要支援者名簿への登録は、各地区保健福祉センターで申請できる。）

新型無線受信機をリリース

MFX3 series



緊急時に
自動起動

選局簡単

有線・無線
自動切替可

録音機能付

FM/AM
ラジオ受信

※FM/AMラジオ受信はMFX3W/MFX3Aのみの機能です。

コミュニティFM型音声告知放送システム

コミュニティFM(無線)の電波利用だけでなくCATV(有線)との併用が可能なシステムです

特長

1. 緊急時には最大音量で放送

地震などの災害時や地域住民の防災対策等の緊急時は、確実に告知するため、最大音量で放送します。

2. 自動起動・自動受信

普段はラジオとして利用でき、緊急情報が入るとコミュニティFMに切り替わり、割込放送されるため、確実に情報伝達できます。電源がOFFの場合でも緊急情報が入ると受信機が自動で起動・受信します。

3. CATVとコミュニティFMの併用が可能

普段はCATVから告知放送を受信し、断線トラブルなどが発生した場合は自動切替(または手動)により、CATV受信モードからコミュニティFM受信モードへ切替も可能。
(※送信機設備構築も必要となります)

4. 録音機能を搭載

従来のシリーズでは実現できなかった無線タイプでの録音が可能になりました。
また、無線タイプのため乾電池のバックアップ電源により、コミュニティFMを受信できる所であればどこでも持ち運んで利用することができ、災害時にも活用できます。

放送機能

1. 緊急放送

緊急時や災害時は全ての受信機に対して最優先・最大音量で放送を行います。

2. 通常放送

行政情報、教育機関や公共施設から伝達、趣味サークルのお知らせなどの情報を全受信機に対して放送を行います。

3. グループ放送

地域設定をすると、指定した受信機のみ緊急・通常放送を行うことができ、所属や目的に合わせた放送が行えます。

4. ラジオ放送

MFX3Sはワンタッチで簡単にコミュニティFMを聞くことができます。MFX3W・MFX3AはコミュニティFMの他にFMラジオ・AMラジオを聞くことができます。
さらにMFX3シリーズは従来型に比べ選局数が増え最大12チャンネルの設定が可能です。(※MFX3W-6ch/MFX3A-12ch)

【事業の見直し】

パルスオキシメーター（日常生活用具給付事業）の基準額改定について

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）を必要とする、重度の難病患者等の自己負担を軽減するため、他市の状況も勘案し、基準額を平成 27 年 4 月 1 日から改定することとなった。

1．基準額の改定内容

【改正前】 54,000 円 【改正後】 162,000 円

2．留意点

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）は性能・価格が様々であるため、対象者に適した用具であるか検討の上、給付決定します。

簡易型



モニタリング型



移動支援事業におけるグループ支援型の導入について

移動支援事業について、従来の利用者1人に対し、支援者1人で対応する個別支援型に加え、平成27年度から、グループ支援型についても導入することとした。

- 1 グループ支援型とは
1人のヘルパーが複数（3人まで）の利用者に対して、同時に外出時の介助を行うサービス。
- 2 対象者
個別支援型と同様。
- 3 支給申請について
グループ支援型を利用する場合には、現在の支給決定に加え、別にグループ支援型の手続きが必要になるので、家族や計画相談支援事業所等と相談のうえ、支給申請をすることになる。
- 4 支給量（利用可能時間）・利用者負担（手数料）
個別支援型と同じ。
（個別支援型及びグループ支援型を合算しても上限50時間となる。）
- 5 利用目的
個別支援型と同様。
- 6 グループ支援型の特色
 - ・外出の形態に応じたサービスを利用できる。
 - ・利用者の相互交流等、個別支援型とは異なる効果が期待され、外出の幅がひろがる。
- 7 開始時期
平成27年6月

訪問入浴サービス事業における単価改定について

【見直し内容】

訪問入浴サービス事業における価格算定の基準ですが介護保険制度における訪問入浴介護費の基準単価を準用しており、平成 26 年度に単価が引上げられたことから、現在準用している単価を平成 27 年 4 月 1 日より改定することになりました。

改定内容

- ・ 1 回あたりの全身浴単価

【改正前】 12,500 円 【改正後】 12,590 円

- ・ 1 回あたりの清拭又は部分浴単価

【改正前】 8,750 円 【改正後】 8,810 円

参考

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）

- 2 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。)及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

別表

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,259単位

注 3

訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

【事業の見直し】

障がい者チャレンジ雇用推進事業の増員について

1 目的

障がい者の就労を通じた社会参加の促進を図るため、障がいに起因する知的能力やコミュニケーション能力など特性に配慮した就業訓練を行うとともに、企業等の障がい者に対する理解度向上を目指す。

2 事業概要

知的障がい者及び発達障がい者を市の非常勤職員として雇用し、企業等での一般就労に向けた職場実習を行う。

3 増員等について

	就労員		支援員	実施課
	【対象】	人数	人数	
平成 22 年度 ～ 平成 25 年度	知的障がい	2 名	1 名	障がい福祉課
平成 26 年度	知的障がい 又は 発達障がい	3 名	1 名	同上
平成 27 年度 (今年度)	知的障がい 又は 発達障がい	4 名	2 名	同上

計画相談支援体制（代替プラン）について

1 趣旨

平成 24 年 4 月 1 日の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の改正に伴い、平成 27 年 3 月までに障害福祉サービス及び障害児通所支援事業を利用する者は、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案を提出することとされた。

これを受け、本市において計画相談支援体制の整備を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する指定特定相談支援事業所開設の働きかけや相談支援従事者養成研修の受講機会の拡大を行ってきたところであるが、サービス等利用計画の作成が困難な利用者に対しては、セルフプランの作成を勧奨してきたところである。

平成 26 年度末時点において、利用者に対するサービス利用計画等の作成が、概ね達成できる見込みであるところであるが、さらなる計画相談支援体制の推進を図るため、平成 27 年度以降において、利用者に対する地区保健福祉センターの関わりを含めたセルフプラン等に係る運用指針の見直しを行う。

2 代替プラン（サービス等利用計画案等の代替となる計画案）の運用について

平成 26 年 11 月 4 日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において、平成 27 年度以降の支給決定の際に、サービス利用計画案等が作成できる目途が立たない場合の暫定措置として、サービス等利用計画案等の代替となる計画案（以下「代替プラン」という。）の作成が示されたところである。

代替プランについて

平成 27 年度中に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業所等において、サービス等利用計画案等が作成できる目途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案をいう。

代替プランとセルフプランの比較（障がい福祉課作成）

	セルフプラン	代替プラン
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がセルフプランの作成を希望した場合に作成する計画案 ・対応できる相談支援事業者が無いなど、計画案を提出できないやむを得ない理由がある場合に作成 	サービス等利用計画案の代替となる計画案（サービス等利用計画案等と同等の水準）
期限	特になし。 （ただし、上記「対応できる相談支援事業	平成 27 年度のみ。

	者が無いなど、計画案を提出できないやむを得ない理由がある場合」等については平成 27 年 3 月末まで)	
実施 主体	利用者本人、家族、支援者等 (地区保健福祉センター、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者職員等は必要に応じてセルフプラン作成の支援を行う。)	市町村(地区保健福祉センター) (障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施)

本市の対応

本市においては、セルフプランを代替プランの一種としてとらえ、引き続き、利用者の同意を受けたうえで、地区保健福祉センターを含めた事業所等によるセルフプラン作成支援を重点的に行っていくこととする。ただし、地区保健福祉センターにおいてセルフプランを作成する際に、利用者の状況に応じ、居宅への訪問やサービス担当者会議の開催を適宜行うなど、代替プランと同様の取扱いを行うこと。

【事務の見直し】

障害支援区分有効期間終了月の平準化の方法について

1 目的

平成 27 年度から平成 29 年度（3 カ年）について、支援区分申請者（更新・新規等）の障害支援区分有効期間終了月を申請者の誕生月に合わせることで一月当たりの更新件数の平準化を図り、計画相談支援及び障害支援区分判定に係る業務の平準化を図ることを目的とする。

2 方法

（1）新規申請者

新規申請者については、障害福祉サービスに係る支給決定等事務処理要領に基づき 3 年 6 か月までの範囲で終期を決定（認定有効期間は 31～42 ヶ月となる）

（2）更新・変更申請者

障害福祉サービスに係る支給決定等事務処理要領に基づき 3 年までの範囲で終期を決定（認定有効期間は 25～36 ヶ月となる）

3 実施時期

平成 27 年 7 月（予定）

就労継続支援 B 型新規利用者（直 B）決定の見直しについて（案）

就労継続支援 B 型新規利用者（直 B）の支給決定について

1 就労継続支援 B 型利用対象者

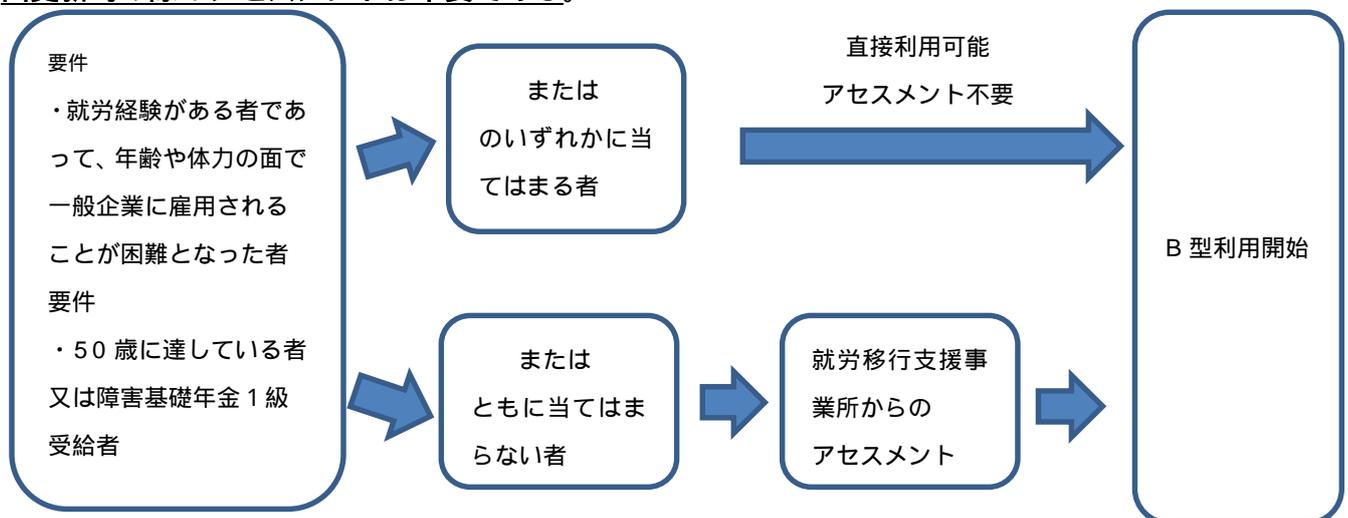
平成 27 年 4 月以降の特別支援学校卒業見込者及びその他新規の B 型利用希望者

障がいのある方が、就労継続支援 B 型事業所の新規利用を希望する場合、下記の ・ のとおりの要件を満たすことが必要となる。

就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者

・ に該当しない場合は就労移行支援事業所からのアセスメントが必要となり、その結果 B 型利用が適当と判断された場合は利用できる。

経過措置期間（平成 25、26 年度）に新規で B 型の支給決定を受けている者については、次回更新時の際のアセスメントは不要である。



2 アセスメントの基本構成（アセスメントの際に行うこと）

（1）就労系障がい福祉サービスの利用説明

利用者が進路を選択する上で有効な情報となる様に、就労移行・A 型・B 型のそれぞれの事業目的や意義等を利用者に伝える。

（2）企業就労についての説明

利用者の直近の希望が一般就労でない場合でも、将来的に就労意欲が向上する場合を考えて一般就労についての説明を行い、理解の促進を行う。

（3）多様な側面の観察

利用者の就労の可能性を多角的に検討する必要があることから、作業能力（スピード等）、作業態度（報告や返事、意欲等）、社会生活（協調性や普段の生活を知る）、基本ルール（欠勤の時の連絡や清潔感等）など、生活面や態度面などの多様な側面の観察を行う。

（4）就労支援の豊富な支援者との相談の実施

アセスメントの結果は評価者だけで決めることなく、利用者の希望、保護者や支援者（特別支援学校担任等）の意向、方針や計画も踏まえながら、同じ事業所内にいる就労支援の経験が豊富な支援者とも相談して検討した後に取りまとめる。

(5) 適切な障害福祉サービス利用に向けた所見作成と再アセスメントの必要性の判断
アセスメントの結果を取りまとめるとともに、一般就労の可能性や一般就労に向けた支援を受ける必要がないと利用者が考えている場合は、一般就労を希望しない理由 将来的な一般就労への可能性 3年後の支給決定更新時において再アセスメントを受ける希望の有無を確認する。

(6) 利用者・家族・支援者へのフィードバック

最終日にアセスメント結果の取りまとめを行った後、利用者や保護者、支援者に対して可能な範囲でフィードバックして、利用者の今後の就労面での目標や課題設定の参考となるようにする。

3 アセスメント実施期間について（就労移行支援事業所の利用期間）

国の通知によると、アセスメントを実施するうえで、利用者の状況、アセスメントの実施場所等、様々なケースが想定されるため、2の「アセスメントの基本構成」に記載している6点を踏まえた内容であれば、評価者の判断により期間を3日間～2か月の範囲内で適切に設定してよいものとされていることから、次のような取り扱うこととする。

(1) 特別支援学校卒業見込の在学生の場

特別支援学校在学生については、3学年時の前期または後期の実習期間内におこなうこととなり、実施時期が限定されるため、アセスメント実施期間は短期間（3日～10日間）とする。

対象者	実施時期	実施期間	留意事項
特別支援学校卒業見込の在 学生	在学中 (職場実習時)	短期間 (10日程度)	・アセスメント時に18歳未満の学生は(者)みなしが必要 児童相談所へ相談 ・アセスメント時は放課後デイ・生活介護、短期入所等(児)のサービスが使えない 支援者に周知

(2) その他 特別支援学校卒業見込の在学生以外の場合

(1)のように、実施時期に制限はないが、実施期間については、利用者の意向、状況等を踏まえ適切に設定し、アセスメントをおこなうものとする（基本的には1か月程度）。

4 アセスメント実施手続きの流れ（特別支援学校卒業見込の在学生の場）



特別支援学校や利用者・保護者からの情報収集

情報収集シートを活用し、サービスの利用希望、保護者の希望、家庭での生活、障がいの状況、現場実習の状況、学校等での活動状況について情報を収集する。

作業観察によるアセスメント

評価者は、利用者の行動観察を行い、その観察結果を記録・整理するものとし、評価に際しては、アセスメントシートを用いて行う。また、アセスメント期間中は、評価者が毎日観察を行う。

企業での職場実習での観察

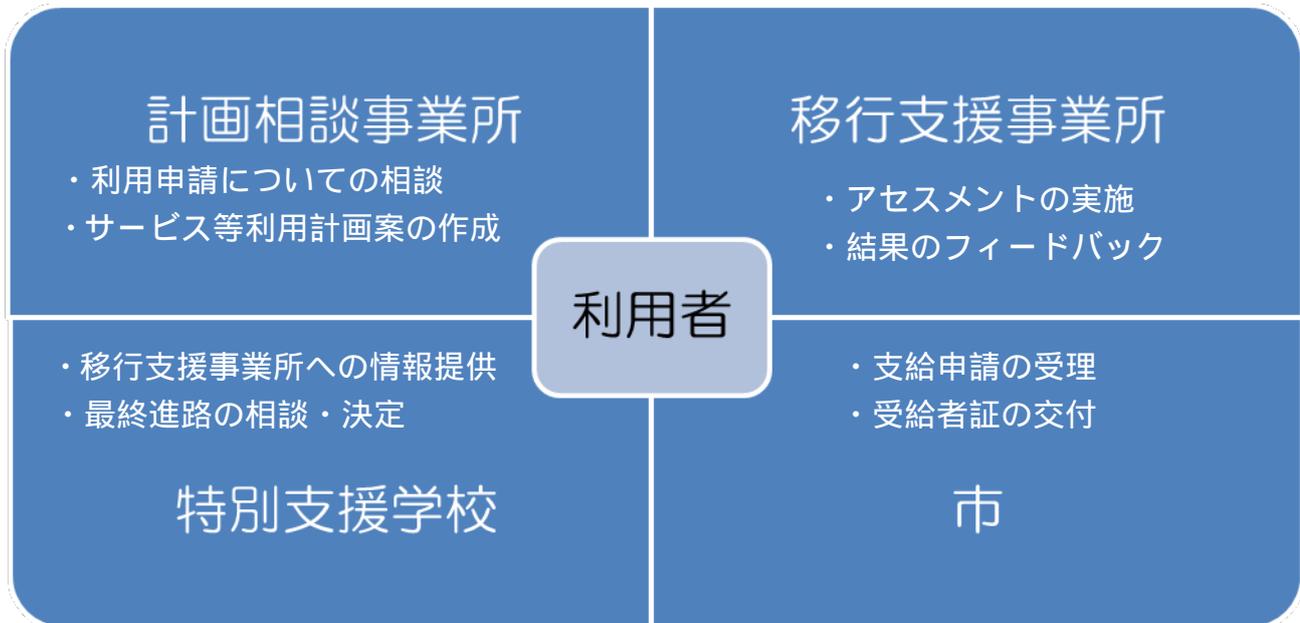
評価者は、協力企業の従業員から作業能力、労働習慣、社会性等について聴取する。また、

毎日企業と連絡をとり利用者の行動を把握するとともに可能な限り企業に出向いて観察を行う。

アセスメント結果の取りまとめ

評価者は、アセスメントの結果シートを作成するとともに、可能な限り支援機関等とのアセスメント結果検討会議を経て取りまとめるよう努める。また、あわせて評価者は利用者に結果内容を説明する。

5 利用希望者と各関係機関の連携体制



- ・特別支援学校は、移行支援事業所に利用希望者の状況を記入した情報シートを提供する。
- ・その他（生徒以外）の利用希望者については、相談支援事業所と移行支援事業所が連携して調査を行う。

アセスメント実施の際は、本人、保護者及び支援者に同意を得る必要がある。

6 支給決定の流れについて

